

上下水道部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

令和7年6月1日 制 定

1 目的

本要領は、広島県上下水道部が発注する建設工事において、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及を促進するための必要な事項を定め、もって、CCUSを活用した工事（以下「CCUS活用工事」）の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2 建設キャリアアップシステム活用工事

上下水道部が実施する建設キャリアアップシステム活用工事の試行については「広島県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（令和7年6月1日制定）」2以降の規定を準用する。

3 附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。